

長寿医療制度の保険料納付方法について

長寿医療制度の仮の保険料につきましては4月の年金からの差引き(特別徴収)を皆様にお知らせし、納付を頂いたところですが、平成19年9月末現在で、国民健康保険に加入されていた75歳以上(一定の障がいをお持ちの65歳から74歳までの方で既に老人保健に認定されていた方も含みます。)の方の保険料を年金から差引いていただくよう平成20年1月に社会保険庁に依頼をしましたので、その後平成19年10月1日以降に75歳の誕生日を迎えられた方や社会保険であった方等については、4月の年金からの差引きの対象になっていません。

社会保険庁への年金差引きの依頼には

65歳から74歳までの方で、一定の障がいを有しておられ、75歳より前に老人保健の認定を受けられていた方につきましては、4月からそのまま長寿医療制度の資格を有することとなりましたが、新制度におきましては新たに保険料の負担が発生することから、特に、以前社会保険等の被扶養者であった方につきましては長寿医療制度から抜け、社会保険の被扶養者に戻られる方が負担が少なくて済む場

かなりの時間を要するため、今回保険料の特別徴収開始通知書が届いていない方につきましては、7月の中旬に正式な保険料額が決定するため、保険料額決定通知書によりお知らせさせて頂きます。

保険料の納付につきましては、以上の主な理由等により、全員が4月の年金からの差引きを行うわけではありませんでしたが、何の通知も来ないため保険料の納付方法に不安を持たれた方につきましては、お詫びを申し上げると共に、年金制度及び健康保険の種類等により一律の処理が出来なかった事情をご理解頂きますようお願いいたします。

障がい認定(長寿医療制度該当)の撤回の申請について

合があります。

75歳の誕生日を迎えるまでは、ご本人の意思でどちらでもご自分に有利なほうを選ぶことが出来ます。障がいの程度、保険料、医療機関の受診頻度等により異なりますので、詳しいことは係におたずねください。

【問い合わせ先】

高齢者支援課 高齢者医療係
223145

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう等施設利用券の交付について

阿蘇市では、長寿医療制度に該当されている方を対象に、皆様の健康保持を図るため、下記のとおり医師の治療及び薬剤で根治困難な神経痛疾患等についてご利用できる市独自の施設利用券の交付を開始しましたのでお知らせします。

【対象者】

阿蘇市にお住まいの長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に該当されている方のうち、脳出血等による麻痺又は抹消神経疾患若しくは運動機能疾患により療養給付を受けたことがある方又は医師の診断により当該疾患であったことが明らかな方。

【助成金額】

1回の施術に対して1,000円(施術時に、1,000円の市の負担金を差引いた金額をお支払いただきます。)

【交付回数】

4月～9月中の申請1回につき5枚、10月～3月中の申請1回につき5枚。合計年間1人10枚まで。(それぞれ9月末まで、3月末までの有効期限があります。)

【申請方法】

市役所高齢者支援課もしくは各支所保健担当窓口にて、保険証と印鑑を持参のうえ備え付けの申請書をご提出ください。(代理で申請される場合も保険証と申請代理人の印鑑が必要です。)

【対象施術所】

阿蘇市長が施術担当者として指定した施術者(「施術担当者指定書」を掲示している施術所開設者。)に限ります。

【その他】

上記施設利用券は、ご本人以外ご利用になれません。また、保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限させて頂く場合があります。